

---

### 第三場 ●—— “市民と行政の協働” と “市民相互の協働”

---

“協働のまちづくり”には、大きく二つの意味があります。一つは、市民と行政が、ともに協力して役割を分担し、まちづくりを進める“市民と行政の協働”です。

そしてもう一つが、個人・団体・企業など市民が相互に協力し合い、連携してまちづくりを進める“市民相互の協働”です。

この二つの“協働”が、ともに活発に展開される社会を築くことが必要です。

#### [解説]

#### 「“市民と行政の協働”と“市民相互の協働”」

“協働のまちづくり”は、“市民と行政の協働”とともに、市民がお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う“市民相互の協働”が大きな柱となります。

また、支援と言うと、行政が市民活動団体などに行う支援と捉えられがちですが、企業や市民活動団体が、他の市民活動団体などを支援（人材・情報・資金などを提供）することも、“協働のまちづくり”では非常に重要となります。

行政は、この“市民相互の協働”が、活発に展開される市民参画社会を築くため、環境の整備を進めるとともに、市民の理解を得るための啓発を行うことが必要です。